

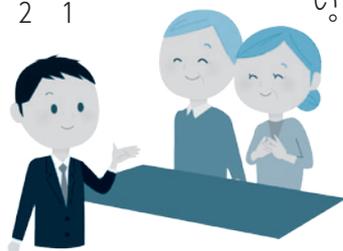
《困ったら 一人で悩まず 行政相談》

10月17日(月)～23日(日)は 行政相談週間です

登記、道路、年金、福祉など毎日の暮らしの中で、**役所の仕事についての苦情や意見・要望**はありませんか？
相談は無料で、**秘密は厳守**します。お気軽にご利用ください。

- 日時 10月18日(火) 10時～15時
- 会場 多久市役所 大会議室東
- 担当 多久市担当行政相談委員 高塚 功（たかづま かつむね）
- 問い合わせ 総務省 佐賀行政評価事務所 行政相談課

総務課 行政係
☎ 2212651
☎ 7512112



Information 都市計画課

お忘れなく

土地取引後は利用目的と

価格の届け出が必要です

「国土利用計画法」に基づき一定面積以上の土地を売買などで取り引きした場合、買主は**契約締結日を含め2週間以内**に、土地の利用目的や取引価格などを土地の所在する市町村に届け出なければなりません。

届け出をしなかったり、虚偽の届け出をすると6か月以下の懲役または、100万円以下の罰金が科せられることがあります。

届け出が必要な土地の面積

- 都市計画区域内 5,000㎡以上
- 都市計画区域外 10,000㎡以上

▼問い合わせ

○佐賀県 土地対策課 ☎ 2517034
○多久市 都市計画課 ☎ 7514827

多久市勤労者福利厚生資金貸付制度のお知らせ

市では、九州労働金庫を通じて冠婚葬祭費や教育費、自動車購入費、住宅改築費などの生活に必要な資金を貸し出す制度を実施しています。

貸付内容

1. 貸付限度額 300万円
2. 貸付利率 年2%
3. 貸付期間 10年以内
4. 貸付対象者

(次のいずれにも該当する勤労者)

- 多久市に住民登録がある人
- 勤続年数が1年以上の人
- 世帯の総年収800万円以下の人
- 申込者年収150万円以上の人
- 保証機関の保証が得られる人

※詳細は、九州労働金庫小城多久支店へ問い合わせください。

▼問い合わせ 九州労働金庫小城多久支店 ☎ 7213131



国の行政機関や独立行政法人などの

情報公開や個人情報保護の問い合わせ

国の行政機関や独立行政法人などの情報公開制度や個人情報保護制度について案内や情報提供を行っています。

■場 所 佐賀市内2-10-20 佐賀合同庁舎3階

総務省 佐賀行政評価事務所内

■開設時間

毎週月～金曜日 8時30分～17時15分
(祝・休日、年末年始を除く)

▼問い合わせ 佐賀行政評価事務所 ☎ 2718638

